

2025年6月16日
医療法人社団 村田会

医療法人社団 村田会
男性の育児休業取得状況に関する情報公表

育児・介護休業法の改正により、従業員が300人を超える企業は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました。

対象期間：2024年3月16日～2025年3月15日

対象期間において男性労働者が育児休業等をした取得状況：100%

◆計算方法

育児休業等をした男性労働者数÷配偶者が出産した男性労働者数

以上